

3

平時の活動



兵庫県合同防災訓練にて

3.1 キャパシティービルディングと EARTH

☆EARTH に求められるものは、防災教育における組織づくりと人材育成

☆EARTH は防災教育のシステムづくりを支援

(1) キャパシティービルディングとは

今日、「キャパシティービルディング」という支援の在り方が、国際援助活動や災害支援などでキーワードになっている。

支援といえば、目に見える「もの」を贈ったり造ったり、何らかの活動のための資金を提供したりすることが真っ先に思い浮かぶが、「キャパシティービルディング」は、「もの」や資金を贈るというのではない。いわば組織の能力開発、言い換えれば組織づくりや人材育成を目的とした援助活動である。

(2) EARTH の目指すもの

震災・学校支援チーム（EARTH）は、阪神・淡路大震災での経験と教訓を生かし、県内外の被災地で学校の復興支援活動にあたるとともに、平時においては県内外の防災教育の研修会などで講師を務めたり、学校と地域、関係機関との連携を図ったりするなど、防災教育の推進に努めている。

EARTH は、兵庫県における教育の創造的復興のノウハウを基に、県内外で防災教育のキャパシティービルディングに寄与していくという自覚のもとに活動を展開する必要がある。

具体的には、防災教育における人材育成への寄与などが求められている。

こうした期待に応えるためにも、EARTH 員は、平時において、防災についての専門的知識と実践的対応能力の習得に継続して努めていかなければならない。

3.2.1 防災教育指導計画の作成

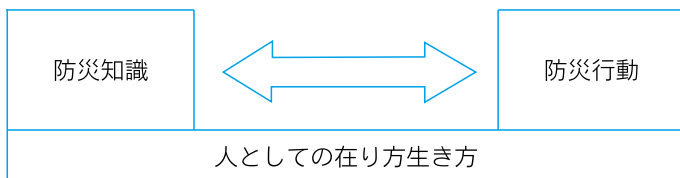
- ☆実践の成果を点検評価し、指導計画に生かす
- ☆防災教育の3つの柱を指導計画の中に
- ☆全領域で地域連携を心がける
- ☆各学校の優れた指導計画を情報交換し、共有する

(1) 防災教育の3原則を指導計画の中に

- ① 防災知識 災害発生メカニズム
- ② 防災行動 災害特性・地域の実態などに応じた避難行動
- ③ 人としての在り方生き方

ボランティア・人とのつながり・共生

< 3原則は互いに連携・支え合う >



- ・「人としての在り方生き方」は、防災知識・防災行動について学ぶ中で、そこで活動する「人」をクローズアップし、助け合い・ボランティア・共生の視点で見つめることによって関連させることができる。

(2) 全領域における取り組みを

- ・教科の学習から総合的な学習への展開
- ・避難訓練など体験的な学習を位置づけた防災教育の計画

(3) 地域と連携した防災教育の計画

- ・災害の地域特性：地域の地形、防災体制や災害の歴史
- ・人と人とのつながり：自主防災組織などとのつながり
- ・ボランティア体験活動

3.2.2 防災教育副読本、資料などの活用

☆防災教育を進めていく副読本、資料などについて情報収集し、地域の教職員にその情報を提供
☆各学校の校内研修会などで副読本などを活用したモデル授業を実施

(1) 「明日に生きる」の活用

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/asuniikiru.html>

① 4つの柱

ア 人間としての在り方・生き方にせまる	生命尊重 人と人とのふれあい ボランティア精神
イ 自然的・社会的要因をつかむ	自然的事象 社会的事象
ウ 今後の防災体制を考える	地域の災害 体制づくり
エ 防災行動をとる	防災行動

② 各教科・道徳・総合的な学習の時間などとの関連

ア 国語：収集されている詩を読む 気持ちを考える 道徳：普遍的な価値観に気づく 人権意識を養う →（ボランティア活動など）行動への 意欲付けという視点を持つ
イ 理科：自然災害についての知識・理解 地球の構造・地質などの学習の一環 社会：公共サービスを見直す ライフラインの重要性 →危機意識を持つ
ウ 総合：地域に出かけ、地域防災を考える 防災マップづくり 安全な町作りへの提言 家庭：我が家の防災対策 地域のつながりと防災 特活：防災訓練との連携 保健体育：自分の体を知る 救命・救急

「活用の手引き」「防災教育実践事例集」の活用の仕方や活用事例を参照のこと

(2) 「災害からいのちを守るために」の活用

津波・洪水・土砂災害・ボランティアなども盛り込んだ学習資料
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/bosai/st.pdf>

3.2.3 地域素材を生かした防災教育の推進

☆地域素材によって子どもたちに自らの生活と災害を結びつけて考えさせる

☆防災の視点で地域の「ひと・もの・こと」に眼を向け、地域素材を発掘活用し、地域へ学習成果を発信

(1) 教材化の観点

① 社会的な観点

- ・歴史的な観点：地域の災害の歴史やそれを克服してきた先人の知恵など
- ・同時代の観点：市町の防災システム、安心・安全のまちづくりなど

② 理科学的な観点

- ・地学的な観点：地域の地形や地質など

(2) 学習活動の手法

① 調べ学習

→P.89へ

- ・書籍・インターネット・取材聞き取りなど

② フィールドワーク

- ・校区、地域の防災施設などの調査
- ・校区、地域の地質、地形の調査
- ・校区、地域の災害の傷跡の調査など

③ 地図を使った学習

- ・DIG
- ・防災安全マップ、ハザードマップなど

④ 社会教育機関などの活用

- ・市町の防災センター
- ・災害関係の社会教育機関など

⑤ 地域の人材の活用（いきいき学校応援団登録者など）

- ・震災の経験（被災・ボランティア）の語り部 →P.90へ
- ・市町の防災部局や消防署の職員
- ・自主防災組織の関係者 ・郷土史家など

⑥ 地域への発信

⑦ 校種間の連携

（例：県立舞子高等学校と多聞東小学校）

このような観点と手法の組み合わせ方を工夫することによって、地域素材の教材化に多様な可能性が広がってくる。

3.2.4 ボランティア体験活動

☆子ども達が主体的に活動できるよう工夫する
☆人と人とのつながり、感謝する心や思いやりを大切に
する共生の心をはぐくむ

(1) 体験活動を行うにあたっての留意点

- ① 自分の生き方に反映
- ② ボランティア以外の活動にも発展
- ③ 相手や関係機関などと十分に協議し、「自己完結型」で無理のない活動内容
- ④ 事前に校内や地域での理解と協力を図る活動プログラム（内容や時間・場所など）

(2) 実践活動例

- ① 小・中学校での地域と連携した活動
 - ・ボランティア委員会としての活動
 - ・地域の「安全マップ」づくり
 - ・校区内の老人会や青少年育成関係団体と連携したふれあい交流や広報活動
 - ・地域まつりやイベントの企画運営への参画
- ② 高等学校におけるボランティア教育の推進
高等学校の教科・科目に「ボランティア実践」を新設、教育課程に位置づけた取組が広がっている。
 - ・福祉の制度や現状と課題、ボランティアの意義などボランティア活動についての理解を深める。
 - ・地域の老人ホーム、養護施設・養護学校、保育施設などへの訪問、交流を図る。
 - ・災害復旧ボランティア活動へ参加する。
- ③ その他
 - ・文化祭での模擬店など売上金を義援金として、寄付
 - ・被災地の生徒を地域まつりへ招待するなど

3.2.5 心のケアの理解と一般化について

☆子どもに寄り添い、注意深く観察しながら、いつでも相談に乗れる人間関係を築く

☆コーディネーターとなり教育的配慮を必要とする児童生徒をチームでケアするシステムを構築する

(1) 教職員による心のケアの一般化

- ・カウンセリングマインドなど教職員に求められる基本的な資質を再認識する。
- ・震災の児童生徒へのさまざまな影響にどのように対応したかというノウハウを蓄積し、他の児童生徒の指導に生かしていく。
- ・児童生徒の心のケアでは、個別指導を行う一方で、授業などを通して学級全体に対して語りかけるなど、一般論として全体に伝える。

(2) 心のケアの校内体制の在り方

- ・養護教諭や学級担任、部活動の顧問はもとより、スクールカウンセラー、保護者、関係機関や専門医との連携を図り、結果としてチームで教育的配慮を必要とする児童生徒をケアする体制を構築する。
- ・心のケア対策委員会などを設置し管理職、心のケア担当教員、生徒指導担当、教育相談担当、各学年代表、養護教諭などを中心に、情報交換、分析、対応の検討などを行い、職員会議などを通じて教職員の共通理解を図り、学校全体で取り組む。
- ・校内研修においては、事例研修を通して児童生徒への働きかけやそれによる変容などについて研修を深め、教職員が多様な視点から児童生徒を理解しようとする方向が望ましい。

(3) 教職員のメンタルヘルス

平素から、教職員が相互に支えあえるような環境づくりに配慮する必要がある。

3.3.1 開放施設の明確化と開放順位の設定

☆管理運営上必要な場所は非開放とする
☆開放順位をあらかじめ決定しておく

(1) 開放施設の明確化

- ・大規模災害が発生すると学校は緊急の避難所になる。
(指定の有無にかかわらず)
- ・不測の事態に対応できる体制の整備は必要
- ・学校の教育活動への影響を最小限にして、教育再開を早期に実現することで、児童生徒を混乱から守る。
- ・管理運営上必要な場所は非開放施設とする。
(校長室や職員室、事務室、保健室など)
- ・運動場は緊急車両や救援物資搬入のスペースを確保する。
また、児童生徒が体を動かす(遊ぶ)スペースを確保し、原則として自家用車の乗り入れは禁止とする。

(2) 開放順位の設定

- ・学校施設の被害状況の点検の後、避難場所として開放する。
- ・あらかじめ開放順位が決定していると混乱にも対応可能
(例) ①運動場②体育館③空き教室④多目的教室
- ・休日や夜間の緊急の避難所開設に備え、管理職以外にも鍵を、管理するような体制を整えておくことも必要となる。
(近隣に居住する教員や校務員、学校開放委員など)

エピソード

震災直後、予想をはるかに超える避難者が殺到し、神戸市内では17校園で、ドアやガラスを壊して校舎内に入ったというケースが報告されている。職員室や校長室までが避難所となった。当時、施設開放に対する備えをしていなかった。地震当日、教職員が学校に着いた時点で避難住民がいた場所は次のとおり。

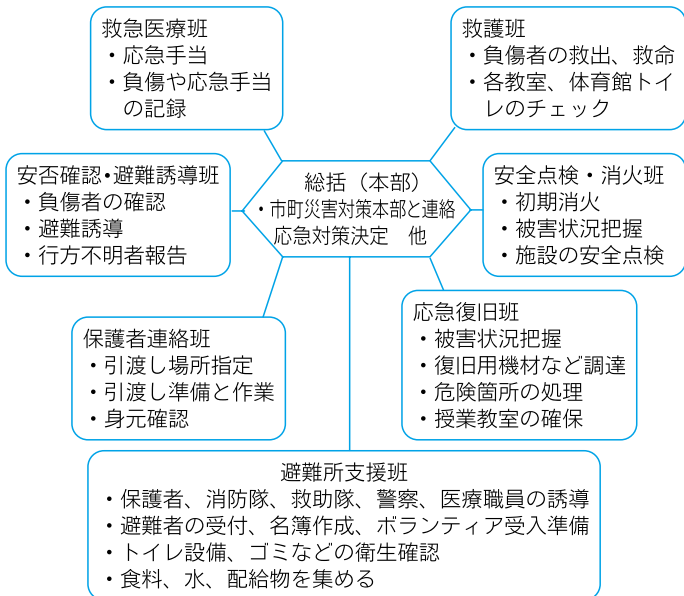
(神戸市内234校園の例)

1 運動場	68校園 (29.1%)
2 校舎内	53校園 (22.6%)
3 周辺道路・校園等	44校園 (18.8%)
4 その他	69校園 (29.5%)

3.3.2 避難所支援班の組織化と訓練

☆災害対応マニュアルに避難所支援班を位置づける
☆避難所支援班による避難所開設訓練の実施

- (1) 教職員による避難所支援班を組織
 - ・各学校の災害対応マニュアルに明記する。
 - ・避難所運営は避難者の自治組織によるのが望ましい。
(秩序を保てるようになるまで、時間が必要)
 - ・震災時市町の災害対策本部の設置は市町の責任。
(激甚災害時は担当職員の派遣に時間を要することも)
- (2) 避難所開設訓練の実施
 - ・各市町の避難所運営マニュアルに基づき実施する。
- (3) 教職員の避難所運営支援業務
 - ・校長の職務命令により行う「職務」とすることが適当。
- (4) 避難所支援班の役割 (下図設置例のとおり)



学校災害対策本部の設置例 (『学校防災マニュアル』より)

3.3.3 災害対応マニュアルの整備

- ☆各学校の実態や地域の特性をふまえて災害対応マニュアルを作成し、教職員に周知する
- ☆訓練をとおしてマニュアルを検証し、見直しをする

(1) 災害対応マニュアルの作成

- ① 災害対応マニュアルとは
 - ・災害発生時に生起する可能な限りのケースを想定する。
 - ・児童生徒の安全確保のための行動をマニュアル化する。
- ② 作成にあたって
 - ・学校規模や立地条件、地域の特性などを勘案する。
 - ・それぞれの学校において独自に作成する。

(2) 災害対応マニュアルの活用と整備

- ・全教職員に配布し、研修などで内容を周知する。
- ・マニュアルに沿って防災訓練を実施するなど、実際に活用することによって不備な点や使いにくい点が明らかになり、マニュアルの見直しにつながっていく。

<活用例>

- ① 校内の防災研修会での活用
 - ・マニュアル内容を点検し、全教職員へ周知する。
- ② 防災訓練での活用
 - ・役割分担の明確化とマニュアルのチェックをする。
- ③ その他
 - ・校内危険箇所の整備をする。
 - ・大雨、台風など災害が予想される場合の事前確認をする。
 - ・施設設備の安全対策と備品などの設置方法や場所についての安全管理を徹底する。

(3) 災害対応マニュアルの見直し

マニュアルには完成品はないと心得て、定期的に検証し、見直しをする。

<見直しのポイント>

- ① 市町の地域防災計画や避難所運営マニュアルとの整合性
- ② 役割分担の明確化、管理場所の変更及び連絡網の点検
- ③ 避難経路の見直し
- ④ シミュレーションや訓練による内容の見直し

3.3.4 防災訓練の工夫改善

☆具体的かつ最悪のシナリオを想定

☆毎回想定を変えて実施

☆保護者、地域住民、関係機関と連携

☆訓練を検証・評価し、生かす

→災害対応マニュアルの見直し

→避難所運営マニュアルの見直し

(1) 防災訓練見直しのポイント

- ① 地域特性や自然特性を考慮した具体的な想定
 - ・埋立地、低地、海岸、崖下等では液状化、浸水、津波、崖崩れ
 - ・工業地帯、市街地では爆発や火災等の二次災害の発生
- ② 事前指導の充実
 - ・副読本、資料などを使って訓練に対する意識の高揚
- ③ 外部との連携
 - ・市町防災担当者、地域住民、保護者、関係機関
- ④ 最悪のシナリオを具体的に想定
 - ・停電、電話不通、校内使用不可の場所多数
 - ・児童生徒、教職員に負傷者、管理職不在
- ⑤ 多様な災害発生時刻を想定
 - ・登下校時、休憩時、特別活動時、放課後など
- ⑥ 緊迫感や臨場感
 - ・消火栓、救助袋、担架、非常扉等の防災用具の積極活用
- ⑦ 訓練を検証・評価
 - ・マニュアルの見直し、次回訓練などに活用

(2) 県立盲学校の指導に学ぶ

地震発生時に県立盲学校の寮には、17名の寄宿生がいたが、3名の寄宿舎指導員の適切な指示誘導で、全員無事避難した。県立盲学校の防災訓練などの取組の中で学ぶべき点

- ・年間5回・夜8時・深夜など想定
- ・訓練の中でマニュアルの点検評価
- ・消防署立会いで訓練
- ・1人が側面から見守り、チェックし、支援
- ・普段から学校行事に地域住民を招待

(3) 但馬 EARTH の取り組み

① 避難所開設訓練の実施

ア 訓練の位置づけ

但馬地区防災教育 推進連絡会議	避難所開設についての手順を話し合い、 その検証の場としての位置づけ
市町防災部局	市町の避難所運営マニュアルの検証の場 としての位置づけ
学 校	学校の災害対応マニュアルの検証の場と しての位置づけ



EARTH の訓練・研修の位置づけ

避難所開設訓練の打ち合わせ会の段階から参加し、訓練全体
についての助言・要望を行い、スキルアップにつなぐ

* H13 (2001) 年度から毎年各市町順に訓練を実施

イ 訓練の実際

訓練・研修における EARTH の基本的考え方

- ・自らのスキルアップ
- ・会場の学校職員・市町防災担当職員にスキルを伝達

避難所運営班：避難者へのオリエンテーションなど

学校教育班：校内安全点検、校区内（通学路）点検地図作成、
学校再開までの計画作成

心のケア班：児童を安心させる活動、ストレスマネジメント、
心と体のアンケートなど

学校給食班：非常食の提供に係る避難者へのオリエンテーシ
ョンなど

② 学校防災対応マニュアルの作成

- ・4年間の EARTH の訓練・研修会の蓄積
- ・台風第23号における避難所での取組

→「学校防災対応マニュアル」を作成
様式集 CD-ROM 付き

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~tajima-bo/bousai/manual/index.html>

3.3.5 施設・設備などの安全管理

- ☆定期的に点検を実施する
- ☆災害時の被害をシミュレートする
- ☆危険箇所を予想し、対策を実施する
- ☆計画的に安全対策を予算化する

平時から可能な限りの災害対策を講じておく。

災害に備え、施設・設備などの安全点検を定期的に行い、備品などの転倒・落下・移動防止の措置をとる。

(1) 施設・設備などの管理

- ① テレビ、棚、書架、薬品庫などの転倒防止
- ② 救助袋、消火栓、消火器などの定期点検
- ③ 防災上必要な設備、器具などの配置図の掲示

(2) 定期及び随時の安全点検の実施

- ① 安全点検の実施計画の作成（チェック表の作成）
- ② 校区内の地形や地盤などの条件を検討し、災害発生時における被害を予測し、その対策をたてておく

(3) 避難経路の安全確認

- ① 避難経路となる廊下、階段、出入り口などには、避難の障害となる戸棚、本箱などを置かない
- ② 複数の避難経路の設定及び熟知
- ③ 校内放送設備などが使用できない場合の避難誘導方法の熟知

(4) チェック表の作成

定期的に安全点検を実施するために、災害対応マニュアルの中にチェック表を掲載し、点検箇所ごとに異常の有無・状態、対応などを記入する。 →P.92へ

- ① 点検日の設定
 - ・学校行事日や防災訓練と併せて実施するなど、年間計画を立てて実施する。
- ② 保護者なども交えた安全点検
 - ・児童・生徒が自分の周りの危険箇所を認識するためにも、防災マップの作成などに自主防災組織、保護者と一緒になって取組む。

3.4 語りつく 講師派遣時に伝えた震災の教訓

派遣日時：平成15（2003）年1月17日

主 催：大分県教育委員会

(1) 保護者から見た中学生の気になる様子

- ・2年間くらいは寝入りばなに突然起きて泣き叫びながら走り回っていた。
- ・消防自動車のサイレンにおびえていた。
- ・毎晩うなされ、「早く逃げないと」と言って部屋の中を歩き回っていた。「心配ないから」と言って抱きしめることを繰り返すうちに、3ヵ月ほどでおさまった。
- ・一人ぼっちになることを嫌がった。
- ・当時の全壊状態の様子や人々の様子を思い出しては落ち込み、涙を流していた。
- ・友達の死を知り、ショックから言葉がどもり、落ち着かない日々が続いた。
- ・震災当時、家が全焼したので、火事について敏感になっていた。消防の授業があった際に、強い拒否反応を示し、大泣きした。
- ・家が全壊になり、仮設住宅に移ったため、地元の小学校に転校させたが、不登校になった。
- ・震災のストレスから過食肥満になった。

(2) 保護者の思い

- ・子どもの同級生の死に直面し、自然の中で人は無力だと思いき知らされた。
- ・この震災を風化させることなく、後々までも語りついでほしい。時間の許す限り、震災のことを授業に取り入れてほしい。

(3) 学校の被害

- ・運動場は液状化が起こり、ぬかるみ状態になった。
- ・校舎には地震のすごさを物語る大きな亀裂が走っていた。

(4) 避難所となった学校

- ・神戸市立鷹取中学校や兵庫県立兵庫高校への避難者は、2000人とも3000人とも言われた。

- ・3日目くらいまでは、多くの学校で避難所運営を何もかも教師がやっていた。

(5) 避難者名簿作り

- ・学校は地震発生直後から半年以上の間、避難者の生活の場となったが、何もかもが混乱の中だったので、誰が避難してきているのか分からなかった。
- ・どの教室に誰がいるのかを確認して回った。
- ・体育館のような大きな場所はいくつかの区画に分けて番地をつけた。

(6) 救援物資

- ・救援物資は真夜中、早朝など、時間にお構いなしにどんどんやってくるし、その分配もしなければならなかった。
- ・人数分の物資がきちんと届くわけではないから、配分をめぐってトラブルの原因ともなった。

(7) 自治組織作り

- ・避難者に呼びかけ、自治組織を作ってもらうことにした。
- ・管理職が各教室を回り、趣旨を説明して各部屋の代表者を決めてもらった。
- ・代表者の会を開き、「今後の避難所運営については、避難者の皆さん自身で行ってもらうこと。」「私たち教職員はすみやかに学校再開への動きにつきたい」ことを伝え、理解を得た。
- ・これにより、救援物資の受け入れやゴミの処理の問題、トイレの問題など、避難者の自治組織によって避難所が運営されるようになった。このことで、教職員は生徒への対応にあたることができるようになった。
- ・多くの避難者は、教職員に対して好意的で、「早く子どもに学校を返してやらないといけないのに申し訳ない」という気持ちでいてくださった。

(8) 安否確認

- ・動ける職員で手分けをして徒歩、自転車、原付バイクで生徒の家を回って、安否確認を行っていった。

(9) 学校再開

- ・招集日に集まった生徒は、全校生の4分の1だった。
- ・学校再開にあたって、教室の数が足りず、教科書もノート

もない状態であった。

- ・教材は手製のプリントを使い、筆記用具とノートは救援物資で賄った。

(10) 震災で学んだこと

① 生きること（いのち）

- ・震災で得た教訓とは、身近な家族や友人の死をとおして生きることの大切さやどう生きるのかを思い知らされた。

② 人間として在り方生き方

- ・震災直後、家族や友人との絆を確認し、近隣の人々との助け合いを経験し、全国から寄せられた暖かい支援を受けたことで、「人間としての在り方生き方」を学んだ。

③ 共生

- ・「生きるとは生かされること」「人を助けるのは人しかない」「困ったときはお互いさま」など、知らず知らずの間に「共生の理念」を学んだ。

④ ボランティア

- ・子どもたちは、単に被災者として救済されるのではなく、それぞれ避難所となった学校の中で、ボランティアとしてその運営に関わるようになった。
- ・不登校生だった者が、ボランティアとして活躍した例、授業中寝てばかりだった生徒や指導不服従だった生徒が、ボランティアとして生き生きと活動した例は枚挙にいとまがない。
- ・学校生活の中に生きがいを見つけることができなかつた子どもたちが、自分を生かせる場を発見した。

⑤ 地域の中の学校

- ・震災は「地域の中での学校の在り方」について考える良い機会となり、学校が地域コミュニティの核であることを再認識することができた。
- ・文字通り「地域に開かれた学校づくり」の絶好のチャンスとなった。

H15 神戸市立湊川中 笹 信隆教諭の報告より

(1) 保護者から見た小学生の気になる様子

- ・夜眠れない。
- ・トイレのドアを閉めて入れない。
- ・大人のいない状況では落ち着きがない。
- ・少しの揺れで保護者にしがみつく。

(2) 5年目までの小学生の様子

- ・2ヵ月ほどの避難所生活の後、遠く離れた仮設住宅へ移る児童が増えてきた。
- ・このころから元気のない児童生徒が目立ってきた。
- ・復興住宅ができて入居が始まったころに大きな問題が発生してきた。元の居住地域を離れ、見知らぬ土地の知らない者ばかりの復興住宅に入居した児童生徒は、新しい環境に慣れるための作業（生活、学校、新しい教師、新しい友達など）が大変であった。
- ・震災の恐怖と闘いながら夜一人ぼっちで眠らなければならなかった児童生徒もいた。そのことで親に心配をかけまいと我慢する子どももいた。
- ・そのために、学校においてやっと安心でき、眠ってしまう子どもも多くいた。
- ・深夜に保護者が帰宅して、やっと安心して眠るため、遅刻する子どもも多くいた。
- ・被災の少なかった学校では、教職員が避難者への対応が早い時期になくなったため、授業や児童とのふれあい、保護者への対応ができ、児童との「心のふれあい」がもてた。

(3) 保護者の様子

- ・保護者とは避難所運営で協力しあった仲であったので、比較的教職員とコミュニケーションがとれていた。
- ・被災された保護者も生活環境が変わってきた。生活のために子どもを家に残して夜の仕事に出る保護者も多くなってきた。

(4) 教職員の取り組み

- ・児童生徒がどのような背景を持ち、どのような被災にあったのか、できるだけ保護者の話を聞き、多くの情報を得る

よう努力した。

- 教育復興担当教員が配置されていたので、遅刻の子どもを迎えに行ったり、登校途中の元気のない児童への声掛けなどを行い対応していた。
- これらの取り組みは、児童生徒の健康状態の観察、保護者とのコミュニケーション、保護者の状態（精神状態、経済状態、その他）も把握することができ、登校支援は有効な手段であった。
- これらから得た子どもたちに関する情報を、担任や学年、学校全体で共有することにより、子どもたちがトラブルを起こしたときも、トラブルを起こすに至った背景までにも迫ることができた。

(5) 10年後の小学生の様子

- 両親の喧嘩と離婚を経験している児童は大きなストレスを受けている。

(6) 10年後の保護者の様子

- 生活環境の変化による離婚もみられ、母親が児童を学童保育などに預け、仕事をして生活費を稼いでいるケースが多い。
- 今も被災後の苦しみを抱えている保護者がいる。保護者の苦しみはすぐに児童に反映される。

(7) 10年後の教師の関わりについて

- 登校の様子、学校での様子、なにげない会話の中から出てきた本音など、担任に伝えることで、教師間のコミュニケーションをとるように努力している。
- 情報の把握では、養護教諭の存在も大きなものがあつた。養護教諭は多くの保護者から信頼され、多くの情報を得ることができた。
- できるだけ校区に出向き、地域の方とコミュニケーションをとるように心がけることが大切である。
- 地域の方から声を掛けてもらうようになれば、いろいろな情報も入ってきて、児童や保護者との関わりもスムーズに進む。
- 児童への関わりには保護者との関わりが大きい。保護者の問題が解決すると、児童の問題も解決することが多い。